



令和7年 第1回定例会：2月13日

# 彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

## 令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 会（午後 1時26分）	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
採決	5
○議案第1号及び議案第2号の一括上程、提案説明	5
行 田 邦 子 管理者	5
柿 沼 誠 事務局長	6
○上程議案の質疑～採決	9
○一般質問	10
10番 金 澤 孝太郎 議員	10
答弁 柿 沼 誠 事務局長	12
再質問	13
再答弁	14
○特定事件の委員会付託	15
○閉 会（午後 1時59分）	16
<hr/>	
○署名議員	17

彩広清告示第1号

令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を、2月13日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和7年2月3日

彩北広域清掃組合  
管理者 行田邦子

令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会会議録

○議事日程

令和7年2月13日（木） 午後1時26分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号 令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）  
議案第2号 令和7年度彩北広域清掃組合会計予算
- 第4 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	金澤孝太郎 議員	1 組合事業終了に向けての方向性について (1) 組合事業終了の時期について (2) 組合事業終了後の財産処分や費用等の予測について、構成市間の現状での協議内容等の進捗状況について (3) 組合事業終了後の構成市間による事務処理担当部署の設置について (4) 組合事業終了後の事業終息処理を行った、また、現在行っている清掃組合への行政視察研修の実施について

- 第5 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（10名）

- 1番 小林 淳 一 議員
- 2番 駒 見 行 彦 議員
- 3番 小 泉 晋 史 議員
- 4番 福 島 と も お 議員
- 5番 橋 本 祐 一 議員
- 6番 芝 寄 和 好 議員
- 7番 田 中 和 美 議員
- 8番 小 林 修 議員
- 9番 梁 瀬 里 司 議員
- 10番 金 澤 孝 太 郎 議員

○ 欠席議員（0名）

---

○ 説明のため出席した者

行	田	邦	子	管	理	者		
並	木	正	年	副	管	理	者	
吉	田	明	夫	会	計	管	理	者
江	森	裕	一	参	与			
高	坂		清	参	与			

---

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	柿	沼	誠
主	幹	今	井	剛	史	
書	記	野	本	哲	也	

---

午後 1時 26分 開会

○梁瀬里司議長 本日、皆様には公私極めてご多忙のところ、本組合議会の定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立しております。

---

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

3番 小泉 晋史 議員

4番 福島ともお 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 4番 福島ともお議員。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る2月6日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付いたしております、令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会議事日程のとおり、決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

---

#### △議案第1号及び議案第2号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日ここに、令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中、ご参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

先月3日に川口市のごみ焼却施設で火災が発生し、数日間一般ごみの回収が市内全域で停止されたとの報道がありました。施設の復旧には数ヶ月かかる見通しで、その間のごみ処理委託料や改修費用などの経費は50億円規模に上ると聞き及んでおります。本組合の焼却施設小針クリーンセンターは、稼働から今年で41年を迎えます。今年も職員が一丸となって、住民の皆様が安心できる安定的なごみ処理を継続してまいります。議員各位におかれましては、引き続き、本組合の事業に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたびの定例会においてご審議いただく案件は、補正予算及び新年度予算と

なります。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号及び議案第2号について順次ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

初めに、議案第1号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明申し上げます。このたびの補正額は、歳入歳出とも800万円の減額でございます。歳出につきましては、事業費、塵芥処理費の減、そしてそれに伴い、歳入、繰入金を減額しようとするものです。

次に、議案第2号、令和7年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明申し上げます。別冊の令和7年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお開き願います。歳入歳出の総額は、それぞれ5億4,677万8,000円であります。歳出の主なものは、人件費等の総務費や現施設の維持管理業務等の事業費など、所要経費について計上したものであります。また、これらの事業を実施するための歳入ですが、構成市からの負担金、処理手数料、繰入金及び繰越金等を計上しております。

以上で議案第1号及び議案第2号の説明を終わらせていただきます。

なお、細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第1号及び議案第2号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,942万6,000円とするものでございます。このたびの補正は、主に3款事業費、1項3目塵芥処理費の需用費、電気料において不用額が見込まれるため、減額補正を行うものでございます。

歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお願いいたします。3款事業費、1項3目塵芥処理費、10節需用費は、右側12ページ備考欄の塵

芥処理費の電気料を800万円減額するものでございます。また、特定財源としての基金取崩し分800万円を減額するものでございます。これまでの電気料金につきましては、当初予算では月平均約610万円を見込んでおりましたが、12月の551万円をピークに、4月から9月の月平均は498万円程となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。歳入でございますが、4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は、電気料への特定財源としておりましたが、不用となりましたことから、予算現額800万円全額を減額するものでございます。

以上が議案第1号の説明となります。

続きまして、議案第2号、令和7年度彩北広域清掃組合会計予算についてご説明いたしますので、別冊の令和7年度彩北広域清掃組合会計予算の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,677万8,000円と定めるものでございます。対前年度比535万2,000円の増額となっております。

第2条は、一時借入金の借入最高額を500万円と定めるものでございます。

それでは、歳入予算からご説明いたしますので、7ページ、8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項1目組合負担金は4億2,340万6,000円で、対前年度比474万8,000円の減額となっております。

次の2款使用料及び手数料、1項1目処理手数料は8,820万円で、前年度と同額となっております。

次の3款財産収入、1項1目利子及び配当金は17万円で、対前年度比10万円の増額、財政調整基金の預金利子を見込んだものでございます。

次の4款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は3,000万円で、主に価格の動向が不透明な電気料と施設維持管理の修繕料に充てるため、基金の取崩しを予定したものでございます。

次の5款繰越金、1項1目繰越金は500万円で、前年度と同額となっております。

9ページ、10ページをお願いいたします。6款諸収入、1項1目預金利子及び次の2項1目雑入は、ともに1,000円で、前年度と同額でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたしますので、11ページ、12ページをお願いいたします。1款議会費、1項1目議会費は70万5,000円で、対前年度比2,000円の増額となっております。

次の2款総務費、1項1目一般管理費は4,956万9,000円で、対前年度比42万4,000円の増額となっております。主な増額要因は、2節給料で人事院勧告に基づく給料表の改正や昇給を見込んだことによるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。13ページ中段、2款2項1目監査委員費は5万7,000円で、前年度と同額でございます。

次の3款1項事業費は4億9,539万7,000円で、全体で見ますと対前年度比492万6,000円の増額となっておりますが、目ごとに説明をさせていただきます。

1目事業総務費は2,168万5,000円で、対前年度比59万8,000円の増額となっております。主な増額要因は、右側14ページの備考欄、12節委託料において作業単価の増額をしたこと、また令和7年度には自動車3台の車検があることなどによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。15ページの中段、2目維持管理費は7,259万5,000円で、対前年度比571万7,000円の減額となっております。主な減額要因は、右側16ページの備考欄、10節需用費でございます。修繕料5,500万円は対前年度比500万円の減額計上となっております。こちらは、前年度までに実施をしました補修実績などを考慮して、焼却炉内の耐火レンガの部分補修などの定期修繕のほか、排ガス処理設備バグフィルター2号炉のろ布交換を実施する予定となっております。

15ページの3目塵芥処理費は4億70万4,000円で、対前年度比994万5,000円の増額となっております。主な増額要因といたしましては、右側16ページの備考欄、10節需用費の消耗品費1,717万9,000円において、対前年度比118万7,000円の増で、焼却処理において使用します薬品単価の増額を見込んだものでございます。また、電気料7,365万6,000円は、対前年度比37万6,000円の増で、こちらは原油、天然ガス輸入価格の不透明な動向による燃料費調整単価など、受電契約単価の改正を見込んだもの

でございますが、前年度同様、例年より増額分の財源につきましては、財政調整基金からの取崩しを見込んでおります。

12節委託料の焼却灰等処分業務委託料は1億3,873万2,000円ですが、こちらは対前年度比882万2,000円の増で、焼却灰の処理単価がトン当たり2,000円増額することによるものでございます。

次の4目地元対策費は24万3,000円で、前年度と同額の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。5目基金費は17万円で、歳入で見込んだ財政調整基金の預金利子を同基金として積み立てるものでございます。

続く4款公債費、1項1目利子は、前年同様5万円で、一時借入金の利子を見込んだものでございます。

次の5款予備費は100万円の計上で、前年度と同額でございます。

19ページから28ページにつきましては、職員の給与費明細書となっております。

29ページをお願いいたします。組合負担金調書でございますが、組合規約に基づく負担金の計算書となっております。

以上で、議案第2号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○梁瀬里司議長 ありがとうございます。以上をもって説明は終わりました。

---

#### △上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入ります。質疑のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第1号、令和6年度彩北広域清掃組合会計補正予算（第2回）に

ついて、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、令和7年度彩北広域清掃組合会計予算について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### △一般質問

○梁瀬里司議長 次に、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

—————10番 金澤孝太郎議員。

[10番 金澤孝太郎議員 登壇]

○10番 金澤孝太郎議員 皆さん、こんにちは。鴻巣市議会の金澤孝太郎でございます。ただいま議長の発言の許可をいただきました。通告順に従いまして、件名1件、要旨4件にわたって一般質問をさせていただきます。

報道によりますと、行田市、羽生市で構成する行田羽生資源環境組合は、令和4年4月1日に設立し、令和5年12月に一部見直しをした施設整備基本計画を公表しております。建設地は当小針クリーンセンター東側の隣接地で、施工運営業者は令和6年7月25日付で株式会社タクマを代表企業とする構成8社のフジグループに決定したとのことでございます。また、新ごみ処理施設整備運営事業の総額は413億6,000万円で、令和10年4月に稼働開始の予定でございます。

一方、鴻巣市、北本市、吉見町で構成する埼玉中部環境保全組合は、令和5年6月に新たなごみ処理施設等整備構想を作成し、令和5年9月、10月に計4回の住民説明会を開催し、建設検討委員会では調査研究や検討を重ね、新たなごみ処理施設等整備基本計画の中間答申の策定を行っている状況でございます。建設

候補地は鴻巣市の郷地安養寺地区で、令和13年度末の事業完了を目標としているとのことでございます。

ご承知のように彩北広域清掃組合の構成市である行田市と鴻巣市は、それぞれ行田羽生資源環境組合と埼玉中部環境保全組合の構成市となりますので、今後、彩北広域清掃組合は事業終了に向け様々な協議等を行っていくと推察するところでございますが、実際どのような方向に向かっていくのか質問をするものでございます。

質問（1）の組合事業終了の時期についてのご質問でございます。鴻巣市の吹上地区のごみ処理につきましては、組合事業の終了時期がはっきりしていないと、他のごみ処理施設への依頼もできないと思っておりますので、組合事業終了までのスケジュールを含めた終了時期についてお伺いをするものでございます。

次に、質問（2）の組合事業終了後の財産処分、また費用等の予測について、構成市間の現状での協議内容等の進捗状況について質問をさせていただきます。今まで令和3年11月、令和4年2月、令和5年11月の当組合の各定例会での組合事業終了に向けた各議員の一般質問を読まさせていただきました。それによりますと、組合事業終了までの運営は組合事務局が中心に、組合事業終了後の土地、建物の財産や費用については、行田市・鴻巣市で協議し、財産処分や費用予測を協議していくような答弁と質問者は理解をしております。

そこで、冒頭述べました新たなごみ処理施設2施設の事業推進が着々に行われる現在、当組合の組合事業終了後の取組について、構成市間の現状での協議内容等はどのように進捗しているのか、お伺いをするものでございます。

次に、質問（3）でございます。組合事業終了後の構成市間による事務処理担当部署の設置について質問をさせていただきます。組合事業終了後にかかる費用予測については、建物の解体費や土地の処分、最終処分場に埋められた焼却灰の処分等の組合財産の処分費用があり、今後、組合財産を処分する場合、積算された処分費用の取扱いは正副管理者の立場でなく、両市の首長として構成市間で協議するとの答弁が過去にございました。そうしますと、質問者は構成市である行田市と鴻巣市で個々に事務処理担当部署を設置して、組合事業終了後の実務を行っていくべきと考えますが、ご所見をお伺いするものでございます。

最後の質問でございますが、質問（４）としまして、組合事業終了の事業終息処理を行った、また現在行っている清掃組合への行政視察研修の実施について、お伺いをするものです。当組合の行政視察研修は、今まで実施していないようでございますが、他の一部事務組合は毎年度視察研修を行っております。今後、当組合においても組合事業終息処理に向けて、実際同様の処理を行った清掃組合への視察研修等は重要と質問者は考えますが、ご所見をお伺いするものでございます。

以上で壇上での質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 ご質問の組合事業終了に向けての方向性についての１点目、組合事業終了の時期についてと、２点目の組合事業終了後の財産処分や費用等の予測について、構成市間の現状での協議内容等の進捗状況につきましては、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、組合事業を終了するには構成市からのごみ搬入の停止、焼却処理を続ける期限も含め、施設の解体を含めた土地、建物、物品等の財産処分について、各種経費の負担割合について、終了後における事務の承継など、それぞれの事項について関係地方公共団体が事前に十分な協議を行い、調整が完了していることが必要となり、その時点が組合事業終了の時期であると認識しているところでございます。

こうした組合の解散へ向けた手続きにつきましては、本組合といたしましては、組合構成市の進めております新施設整備事業の進捗状況が本組合事業の継続期間と密接に関係しますことから、円滑な組合の解散を視野に、清算に係る各種事項について検討を行う必要から、昨年１１月に彩北広域清掃組合清算検討部会にて協議を進めることを決裁いただいたところでございます。その後、本年１月２３日に１回目の彩北広域清掃組合清算検討部会が開かれ、構成メンバーや検討事項の洗い出しなど、検討部会の概要について話し合わせ、今後の協議開始に向けた準備を始めたところでございます。

次に、3点目の組合事業終了後の構成市間による事務処理担当部署の設置についてでございますが、組合解散後におきます事務の承継につきましても、このたび組合解散に向けて設置されました清算検討部会において協議が進められることになるものと認識しております。

次に、4点目の組合事業終了後の事業終息処理を行った、また現在行っている清掃組合への行政視察研修の実施についてでございますが、令和元年度まで行っておりました組合議会行政視察は、新施設建設に向けた先進地視察でございました。その後、本組合の共同処理する事務から当該整備事業がなくなりましたことから、組合議会運営委員会での協議が行われ、現在に至っている状況でございます。ご協議いただいた内容につきましては、議会視察研修は当面は実施しないこととする。ただし、構成市ごとに進めている新施設整備事業を注視しつつ、本組合事業を進める上で必要となる事案が発生した場合は、その都度、議会運営委員会で協議し、実施の有無を決定することとなっております。こうしたことから、議会視察研修につきましては、状況に応じた対応は可能となっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○梁瀬里司議長 再質問ありますか。———10番 金澤孝太郎議員。

○10番 金澤孝太郎議員 10番、金澤でございます。ただいま事務局長よりご答弁をいただきました。それに対しまして、再質問をさせていただきたいと思っております。

大きな1番の組合事業終了に向けての方向性についての質問(1)、(2)については、まとめてご答弁いただきましたので、それで再質問します。答弁では、円滑な組合の解散を視野に入れ、答弁での清算に係るいろいろな処理事項を精査し、一つ一つ協議しながら清算に向け決めていくということでございます。当組合においては、今後、組合構成市双方の新施設整備事業の進捗状況等により影響を受けると考えますので、先ほどの答弁に対し、2点ほど再質問をさせていただくものでございます。

まず1点目は、行田羽生資源環境組合は新施設を令和10年4月の稼働開始を、また埼玉中部環境保全組合は令和14年度からの稼働開始を目標に事業を進捗し

ておりますけれども、当組合の事業終了の時期は双方の新施設整備事業の進捗状況を勘案して決めていくのか、どのようにお考えなのかお伺いをするものでございます。

2点目は、彩北広域清掃組合清算検討部会を立ち上げたということで、既に今年1月に第1回が開催されたという答弁でございました。そこで、彩北広域清掃組合清算検討部会の構成メンバー、それと検討事項の内容について、公表できる範囲でよろしいのでございますが、お示しをいただければと思います。また、この彩北広域清掃組合清算検討部会の協議結果等につきましては、組合議員に後ほど開示するのか、その点お尋ねをするものでございます。

最後の質問（4）の再質問でございますが、私は当初、今まで行政視察は行っていないということを申し上げましたが、ご答弁の方で令和元年までは実施したというご答弁ございました。そこで、議会研修視察は本組合が事業を進める上で必要である事案が発生した場合には、議会運営委員会で協議して、決めるという答弁でございました。我々当組合議員にとっても、組合解散という今まで経験のない事案でございますので、是非先進組合等の行政視察を実施するべきだと考えますが、ご所見をお伺いいたすところでございます。

以上、再質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○梁瀬里司議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○柿沼 誠事務局長 それでは、再質問に順次お答え申し上げます。

初めに、当組合の事業終了時期は、構成市の進める新施設整備事業の進捗状況を勘案して進めるのかといった質問でございました。繰り返しになるのですが、組合解散を視野に入れますと、構成市で進めております新施設整備事業の完了時期は大きな目安になりますので、今後検討部会での協議を進める中で、そういった事業終了の時期や解散の時期といったものがおのずと決まっていくものと認識しているところでございます。

また、清算検討部会の方の構成メンバーや検討事項の内容についてと、また議員さんへの開示というご質問でした。構成メンバーにつきましては、組織体制といたしまして、行田市は環境経済部長、次長、環境課長、鴻巣市は環境経済部長、副部長、環境課長、本組合は事務局長、主幹としたところでございます。

また、検討事項につきましては、先ほど申し上げましたが、ごみの搬入停止の時期、また建物や土地、物品等の財産処分、またそれに伴います構成市の負担割合などが考えられるところがございます。これらの検討事項は、今後構成2市の方での協議調整が必要になります。そういった中で、同市議会への情報の共有も適宜図られていくものと認識しております。また、本組合といたしましても、ご提供できる内容はしかるべきタイミングを見計らいまして、組合議会へのお知らせをしたいと考えているところがございます。

次に、組合の解散といったものはあまり経験のない事案ですので、先進組合の行政視察を実施すべきだということで、その見解をとったご質問でした。組合の解散におきます手続きでは、事務的な作業が中心になるというふうに認識しております。しかしながら、組合の議会視察の実施の有無につきましては、先ほどの繰り返しになるのですが、議員皆様の協議を経て決めることとなっておりますので、その結果に応じまして対応してまいりたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上答弁とさせていただきます。

○梁瀬里司議長 以上で、組合に対する一般質問を終結いたします。

---

#### △特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長 次に、日程第5、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和7年第1回彩北広域清掃組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 1 時 5 9 分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

梁 瀬 里 司

彩北広域清掃組合議会議員

小 泉 晋 史

同

福 島 と も お